契約条項 P-6295_210118

サーバーマイグレーションサービス(ファイルサーバー対応)

1. 甲は、「サーバーマイグレーションサービス(ファイルサーバー対応)」(以下本サービスという)を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
2. 乙は、甲が使用するファイルサーバーから本サービス所定のデータを別途甲乙で合意する他のファイルサーバーにデータを移行します。ただし、移行するデータ容量は合計 1TB までとします。
3. 前項の定めにかかわらず、甲が 1TB を超えた容量の移行を希望する場合、乙は別途有償で本サービスを提供するものとします。
4. データの移行元ファイルサーバーと移行先ファイルサーバーのどちらかまたは双方が NAS(Linux)の場合において、甲がアクセス権の設定を希望するとき、乙は別途有償で本サービスを提供するものとします。
5. 次の各号に該当する場合、乙は本サービスの提供義務を免れるものとします。
   (1)移行対象ファイルのすべてにアクセスできるアカウント情報が提示されないとき
   (2)同一建物内で作業可能な移行作業でないとき
   (3)同一ドメインまたは同一ワークグループ内の移行作業でないとき
   (4)OS に含まれないデータ移行ツールを使用する場合において、インストールに必要なライセンス証書およびインストールメディアが準備されていないとき
   (5)移行元および移行先のファイルサーバーまたは NAS が正常に稼働していないとき
6. 本サービスは、第 2 項に定めるデータ移行の完全性を保証するものではありません。
7. 本サービスには、移行先の機器の設置設定作業は含まれないものとします。
8. 乙は、本サービスが注文書記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。ただし、第 5 項に該当した場合、乙はその責を負わないものとします。
9. 甲は、本サービス終了後すみやかに移行作業の内容を確認し、終了確認証を乙に交付するものとします。
10. 前項にもとづく終了確認証の交付により、本サービスは完了するものとします。
11. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき乙に本サービスの料金を支払うものとします。乙が、本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。
12. 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上